

札幌市パートナーシップ宣誓書受領証の提示等により利用可能な行政サービス

令和8年4月1日現在

分野	サービス（手続き）の名称	概要	要件など	パートナーシップ宣誓書受領証等の提示	問い合わせ先	
					担当	電話
防災 ・防犯 ・消防	犯罪被害者等支援金・助成金の申請	パートナーについても、配偶者と同様に支援対象となる。	要綱で定める支援対象である場合に限りませず。制度利用にあたっては、宣誓受領証等のパートナーシップの関係にあった事実を示す書類の提出が必要です。	要	市民文化局 地域振興部 区政課	011-211-2252
防災 ・防犯 ・消防	り災証明書の交付（火災のみ）	り災者本人に代わりパートナーが申請できる。	下記(1)～(5)に該当する方であれば手続きが可能です。 (1)り災者（下記(4)を除く）又はり災者の同一世帯人 (2)り災者の3親等以内の親族、法定代理人（成年後見人、相続財産清算人、不在者財産管理人等）、破産管財人、収益執行管理人又は火災保険の質権者 (3)り災者から委任を受けた者又は札幌市パートナーシップ宣誓制度（他自治体の同様の制度を含む）を利用している者 (4)り災した法人（代表者）又はり災した法人の社員等 (5)り災物件の譲渡を受けた者（り災者が法人である場合に限り）	一部要	消防局 各区消防署 予防課	中央区 011-215-2120 北区 011-737-2100 東区 011-781-2100 白石区 011-861-2100 厚別区 011-892-2100 豊平区 011-852-2100 清田区 011-883-2100 南区 011-581-2100 西区 011-667-2100 手稲区 011-681-2100
災害	り災証明書の交付（火災を除く）	り災者本人に代わりパートナーが申請できる。	下記(1)(2)に該当する方であれば手続きが可能です。 (1)被災時に被災家屋の所有者、管理者、占有者（居住者）であった者 (2)被災家屋の所有者の法定代理人、破産管財人、相続人、不在者財産管理人、被災家屋の担保権者、質権者、保険金受取人等など合理的に考えて被災家屋と関係のある者	不要	財政局 各市税事務所 市民税課	中央市税事務所（中央区）011-596-6012 北部市税事務所（北区・東区）011-207-3914 東部市税事務所（白石区・厚別区）011-802-3914 南部市税事務所（豊平区・清田区・南区）011-824-3914 西部市税事務所（西区・手稲区）011-618-3914
戸籍 ・住民票 ・証明	戸籍の届出（死亡届／埋火葬許可申請）	同居していた場合、パートナーの死亡届の届出人になることができる。	同一住所の方であれば、どなたでも手続きが可能です。	不要	各区役所 市民部 戸籍住民課	中央区 011-205-3232 北区 011-757-2415 東区 011-741-2439 白石区 011-861-2425 厚別区 011-895-2449 豊平区 011-822-2436 清田区 011-889-2027 南区 011-582-4724 西区 011-641-6928 手稲区 011-681-2448
戸籍 ・住民票 ・証明	住民票の届出、住民票の写しの請求	住民票上同一世帯の場合、パートナーの住民異動の届出、証明書請求の委任状を省略できる。	同一世帯員であれば、どなたでも手続きが可能です。	不要	各区役所 市民部 戸籍住民課	中央区 011-205-3238 北区 011-757-2412 東区 011-741-2449 白石区 011-861-2432 厚別区 011-895-2452 豊平区 011-822-2441 清田区 011-889-2030 南区 011-582-4728 西区 011-641-6936 手稲区 011-681-2451
戸籍 ・住民票 ・証明	住民票の登録（続柄の選択）	同居している場合、パートナーの住民票上の続柄を「縁故者」として同一世帯で住民登録ができる。	札幌市パートナーシップ宣誓制度（他自治体の同様の制度を含む）を利用していることが分かる書類を窓口で提示してください。	要	各区役所 市民部 戸籍住民課	中央区 011-205-3238 北区 011-757-2412 東区 011-741-2449 白石区 011-861-2432 厚別区 011-895-2452 豊平区 011-822-2441 清田区 011-889-2030 南区 011-582-4728 西区 011-641-6936 手稲区 011-681-2451

札幌市パートナーシップ宣誓書受領証の提示等により利用可能な行政サービス

令和8年4月1日現在

分野	サービス(手続き)の名称	概要	要件など	パートナーシップ宣誓書受領証等の提示	問い合わせ先	
					担当	電話
税金・保険	身体障害者等に対する軽自動車税の減免	障がい者本人が所有している又は、障害がある方と生計を同じくするパートナーが所有し障がい者のために使用する軽自動車について減免申請することができる。	下記に該当する方であれば手続きが可能です。 (1)同居の場合は、条例で定める「生計を一にする者」として、同居する親族及び届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 (2)別居の場合は、別途扶養状況等を確認し、「生計を一にする者」と認められた者	不要	財政局 中央市税事務所 諸税課	011-596-6932
税金・保険	介護保険の加入・届出	住民票上同一世帯の場合、パートナーと家族として加入可能。パートナーの加入手続きや各種届出を委任状なしでできる。	住民票上同一世帯であればどなたでも手続きが可能です。	不要	各区役所 保健福祉部 保険年金課	中央区 011-205-3342 北区 011-757-2492 東区 011-741-2532 白石区 011-861-2493 厚別区 011-895-2594 豊平区 011-822-2506 清田区 011-889-2061 南区 011-582-4772 西区 011-641-6974 手稲区 011-681-2568
税金・保険	国民健康保険の加入・届出	住民票上同一世帯の場合、パートナーと家族として加入可能。パートナーの加入手続きや各種届出を委任状なしでできる。	住民票上同一世帯であればどなたでも手続きが可能です。	不要	各区役所 保健福祉部 保険年金課	中央区 011-205-3342 北区 011-757-2492 東区 011-741-2532 白石区 011-861-2493 厚別区 011-895-2594 豊平区 011-822-2506 清田区 011-889-2061 南区 011-582-4772 西区 011-641-6974 手稲区 011-681-2568
税金・保険	後期高齢者医療制度の届出	住民票上同一世帯の場合、パートナーの各種届出を委任状なしでできる。	住民票上同一世帯であればどなたでも手続きが可能です。	不要	各区役所 保健福祉部 保険年金課	中央区 011-205-3342 北区 011-757-2492 東区 011-741-2532 白石区 011-861-2493 厚別区 011-895-2594 豊平区 011-822-2506 清田区 011-889-2061 南区 011-582-4772 西区 011-641-6974 手稲区 011-681-2568
お住まい	市営住宅への入居申込	パートナーとの同居を前提に申し込みができる。	宣誓し、かつ市民である等申込要件を満たす必要があります。	要	都市局 市街地整備部 住宅課	011-211-2806
お住まい	高齢者向け優良賃貸住宅への入居申込	パートナーも事実上の婚姻関係にある者として申し込みができる。	宣誓し、かつ高齢者である等申込要件を満たす必要があります。	要	都市局 市街地整備部 住宅課	011-211-2807
医療・救急	市立札幌病院における面会	パートナーの面会ができる。	患者本人の意思確認ができない場合は、宣誓を要件とします。	原則不要 ※一部要	病院局 経営管理部 総務課	011-726-2211
医療・救急	市立札幌病院におけるパートナーの病状説明・手術同意	パートナーの病状説明同席、手術同意などができる。	患者本人の意思確認ができない場合は、宣誓を要件とします。	原則不要 ※一部要	病院局 経営管理部 総務課	011-726-2211
医療・救急	救急搬送時の説明・救急車への同乗	病院などへ救急搬送される際、パートナーに家族と同様に状況を説明したり、救急車への同乗ができる。	傷病者の同意があれば宣誓をしていなくても可能です。傷病者の意識がない場合は、パートナーである旨をお伝えください。	不要	消防局 警防部 救急課	011-215-2070
福祉	住居確保給付金	パートナーと同一世帯として申請できる。	同一住所、同一生計の場合、手続きが可能です。	不要	札幌市生活就労支援センター(ステップ)	011-221-1766

札幌市パートナーシップ宣誓書受領証の提示等により利用可能な行政サービス

令和8年4月1日現在

分野	サービス（手続き）の名称	概要	要件など	パートナーシップ宣誓書受領証等の提示	問い合わせ先	
					担当	電話
福祉	生活保護制度	パートナーと同一世帯として生活保護を認定する。	実態調査の結果、生計同一と認められた場合のみ可能です。	不要	各区役所 保健福祉部 保護課	中央区 011-205-3274 北区 011-757-2517 東区 011-741-2479 白石区 011-861-2466 厚別区 011-895-2549 豊平区 011-822-2489 清田区 011-889-2488 南区 011-582-4765 西区 011-641-6964 手稲区 011-681-2549
福祉	要介護（要支援）認定申請	要介護（要支援）認定について、パートナーが代理申請できる。	ご本人（対象者）の介護保険被保険者証を持参された方であれば委任されたのみならず、どなたでも手続きが可能です。	不要	各区役所 保健福祉部 保健福祉課	中央区 011-205-3304 北区 011-757-2509 東区 011-741-2463 白石区 011-861-2451 厚別区 011-895-2481 豊平区 011-822-2459 清田区 011-889-2041 南区 011-582-4747 西区 011-641-6948 手稲区 011-681-2504
福祉	高齢者配食サービスの申請	高齢者配食サービスについて、パートナーが代理申請できる。	承諾欄に本人の署名がある申請書を持参された場合のみ、手続きが可能です。 サービス利用対象は、住民票及び居住地がいずれも札幌市内であり、65歳以上のひとり暮らしの者に限られるため、同居されている場合はサービス利用対象外です。	不要	各区役所 保健福祉部 保健福祉課	中央区 011-205-3304 北区 011-757-2509 東区 011-741-2466 白石区 011-861-2451 厚別区 011-895-2481 豊平区 011-822-2462 清田区 011-889-2043 南区 011-582-4747 西区 011-641-6945 手稲区 011-681-2504
福祉	住宅改修費の支給申請	要介護（要支援）認定を受けている者のパートナーが、要介護（要支援）認定を受けている者が居住する住宅を改修するための給付の申請ができる。	書類を持参された方であれば、どなたでも代理申請が可能です。	不要	各区役所 保健福祉部 保健福祉課	中央区 011-205-3303 北区 011-757-2463 東区 011-741-2462 白石区 011-861-2448 厚別区 011-895-2478 豊平区 011-822-2454 清田区 011-889-2040 南区 011-582-4742 西区 011-641-6944 手稲区 011-681-2491
福祉	日常生活用具の給付申請	パートナーが、給付について代理申請できる。	同居の有無に関わらず、給付を受ける本人が了承している場合は、どなたでも代理申請が可能です。	不要	各区役所 保健福祉部 保健福祉課	中央区 011-205-3304 北区 011-757-2464 東区 011-741-2463 白石区 011-861-2449 厚別区 011-895-2481 豊平区 011-822-2459 清田区 011-889-2041 南区 011-582-4743 西区 011-641-6945 手稲区 011-681-2492
福祉	補装具の給付申請	パートナーが、給付について代理申請できる。	同居の有無に関わらず、給付を受ける本人が了承している場合は、どなたでも代理申請が可能です。	不要	各区役所 保健福祉部 保健福祉課	中央区 011-205-3304 北区 011-757-2464 東区 011-741-2463 白石区 011-861-2449 厚別区 011-895-2481 豊平区 011-822-2459 清田区 011-889-2041 南区 011-582-4743 西区 011-641-6945 手稲区 011-681-2492

札幌市パートナーシップ宣誓書受領証の提示等により利用可能な行政サービス

令和8年4月1日現在

分野	サービス(手続き)の名称	概要	要件など	パートナーシップ宣誓書受領証等の提示	問い合わせ先	
					担当	電話
福祉	福祉用具購入費の支給申請	要介護(要支援)認定を受けている方の福祉用具購入費の支給について、パートナーが代理申請できる。	書類を持参された方であれば、どなたでも代理申請が可能です。	不要	各区役所 保健福祉部 保健福祉課	中央区 011-205-3303 北区 011-757-2463 東区 011-741-2462 白石区 011-861-2448 厚別区 011-895-2478 豊平区 011-822-2454 清田区 011-889-2040 南区 011-582-4742 西区 011-641-6944 手稲区 011-681-2491
福祉	高額サービス費の支給申請	介護保険サービスを利用している方の高額サービス費の支給について、パートナーが代理申請できる。	書類を持参された方であれば、どなたでも代理申請が可能です。	不要	各区役所 保健福祉部 保健福祉課	中央区 011-205-3303 北区 011-757-2463 東区 011-741-2462 白石区 011-861-2448 厚別区 011-895-2478 豊平区 011-822-2454 清田区 011-889-2040 南区 011-582-4742 西区 011-641-6944 手稲区 011-681-2491
福祉	特定入所者介護サービス費に係る負担限度額認定の申請	介護保険施設に入所・短期入所している方、特定入所者介護サービス費に係る負担限度額の認定について、パートナーが代理申請できる。	書類を持参された方であれば、どなたでも代理申請が可能です。	不要	各区役所 保健福祉部 保健福祉課	中央区 011-205-3303 北区 011-757-2463 東区 011-741-2462 白石区 011-861-2448 厚別区 011-895-2478 豊平区 011-822-2454 清田区 011-889-2040 南区 011-582-4742 西区 011-641-6944 手稲区 011-681-2491
福祉	介護保険負担割合証の交付・再交付申請	介護保険サービスを利用する際の負担割合を確認する証の交付・再交付について、パートナーが代理申請できる。	ご本人(対象者)の身分証を持参された方であれば委任されたのみなし、どなたでも手続きが可能です。	不要	各区役所 保健福祉部 保健福祉課	中央区 011-205-3303 北区 011-757-2463 東区 011-741-2462 白石区 011-861-2448 厚別区 011-895-2478 豊平区 011-822-2454 清田区 011-889-2040 南区 011-582-4742 西区 011-641-6944 手稲区 011-681-2491
福祉	社会福祉法人利用者負担減額確認の申請	社会福祉法人などが実施するサービスに係る利用者負担、食費、居住費等の軽減について、パートナーが代理申請できる。	書類を持参された方であれば、どなたでも代理申請が可能です。	不要	各区役所 保健福祉部 保健福祉課	中央区 011-205-3303 北区 011-757-2463 東区 011-741-2462 白石区 011-861-2448 厚別区 011-895-2478 豊平区 011-822-2454 清田区 011-889-2040 南区 011-582-4742 西区 011-641-6944 手稲区 011-681-2491
福祉	介護保険利用者負担額減額・免除の申請	災害や失業等の事情による利用者負担減免について、パートナーが代理申請できる。	書類を持参された方であれば、どなたでも代理申請が可能です。	不要	各区役所 保健福祉部 保健福祉課	中央区 011-205-3303 北区 011-757-2463 東区 011-741-2462 白石区 011-861-2448 厚別区 011-895-2478 豊平区 011-822-2454 清田区 011-889-2040 南区 011-582-4742 西区 011-641-6944 手稲区 011-681-2491

札幌市パートナーシップ宣誓書受領証の提示等により利用可能な行政サービス

令和8年4月1日現在

分野	サービス(手続き)の名称	概要	要件など	パートナーシップ宣誓書受領証等の提示	問い合わせ先	
					担当	電話
子育て	マタニティ教室への参加	パートナーも配偶者と同等の家族等として参加できる。	パートナーを含むご家族等にも参加いただくことが可能です。	不要	各区役所 保健福祉部 健康子ども課(保健センター)	中央区 011-205-3352 北区 011-757-1181 東区 011-711-3211 白石区 011-862-1881 厚別区 011-895-1881 豊平区 011-822-2472 清田区 011-889-2049 南区 011-581-5211 西区 011-621-4241 手稲区 011-681-1211
子育て	母子健康手帳の交付	妊娠の届出、母子健康手帳の交付をパートナーが代理で手続きができる。	手続きに来られる方の身分証明と妊婦ご本人直筆の委任状があれば、どなたでも手続きが可能です。	不要	各区役所 保健福祉部 健康子ども課(保健センター)	中央区 011-205-3352 北区 011-757-1181 東区 011-711-3211 白石区 011-862-1881 厚別区 011-895-1881 豊平区 011-822-2472 清田区 011-889-2049 南区 011-581-5211 西区 011-621-4241 手稲区 011-681-1211
子育て	放課後児童クラブ(学童保育)への登録	パートナーの子どもの保護者として利用登録できる。	子どもを現に監護している場合のみ、登録が可能です。事前に申請書への記載が必要です。	不要	各児童会館及び各ミニ児童会館にお問い合わせください。	
子育て	市立保育園・市立認定こども園での送迎	保護者から事前に届出・連絡があれば、パートナーの方も送迎ができる。	事前に、保育園・認定こども園へ送迎者として連絡があった方であれば、送迎が可能です。	不要	各区役所 保健福祉部 健康子ども課(保健センター)	中央区 011-205-3354 北区 011-757-2563 東区 011-711-3214 白石区 011-861-0336 厚別区 011-895-2499 豊平区 011-822-2473 清田区 011-889-2051 南区 011-522-5780 西区 011-621-4242 手稲区 011-688-8597
子育て	教育・保育給付認定(申請、利用) ・保育所・認定こども園(保育所部分) ・地域型保育事業 ・幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)	パートナーも子どもの保護者として利用申込できる。	子どもを現に監護している場合(同一世帯・同一住所・同一生計の場合)に限り、申込可能です。申請書に記載のない第三者の方による代理申請はできません。	不要	各区役所 保健福祉部 健康子ども課(保健センター)	中央区 011-205-3354 北区 011-757-2563 東区 011-711-3214 白石区 011-861-0336 厚別区 011-895-2499 豊平区 011-822-2473 清田区 011-889-2051 南区 011-522-5780 西区 011-621-4242 手稲区 011-688-8597
子育て	施設等利用給付認定(申請、利用) ・幼稚園(私学助成幼稚園、施設型給付幼稚園、認定こども園幼稚園部) ・幼稚園以外の施設・サービス(認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミサポ)	パートナーも子どもの保護者として利用申込できる。	子どもを現に監護している場合(同一世帯・同一住所・同一生計の場合)に限り、申込可能です。申請書に記載のない第三者の方による代理申請はできません。	不要	札幌市子ども・子育て支援事務センター	011-211-2626
子育て	里親の認定登録(養子縁組里親は除く)	パートナーと里親に関する認定登録ができる。	里親の登録にはあたっては、研修の受講や家庭調査等により認定されることが必要となります。	不要	子ども未来局 児童相談所 家庭支援課	011-622-8619
教育	就学援助の申請	パートナーが子どもの保護者として申請できる。	就学援助の要件を満たす場合のみ認定となります。	不要	教育委員会 学校教育部 教育推進課	011-211-3851
教育・相談	教育相談の利用	パートナーが子どもの保護者として利用できる。		不要	教育センター ちえりあ教育相談室 まこまる教育相談室 リフレ教育相談室	総合受付 011-671-3210

札幌市パートナーシップ宣誓書受領証の提示等により利用可能な行政サービス

令和8年4月1日現在

分野	サービス（手続き）の名称	概要	要件など	パートナーシップ宣誓書受領証等の提示	問い合わせ先	
					担当	電話
教育・相談	教育相談の利用（幼児）	パートナーが子どもの保護者として利用できる。		不要	幼児教育センター	011-671-3454
DV・相談	パートナーからの暴力の相談	パートナーからの暴力（DV）について相談できる。		不要	札幌市配偶者暴力相談センター	011-728-1234
その他	札幌市職員の休暇制度	札幌市職員の配偶者や配偶者の親族の介護や育児等のために利用できる一部の休暇制度等について、パートナーシップの関係にある者及びその親族等にも適用	休暇の種類によって取得要件があります。必要に応じて所屬長が確認します。	不要	総務局 職員部 勤労課	011-211-2082
その他	札幌市職員の慶弔事業、リフレッシュ事業等の利用	パートナーについても配偶者同様、福利厚生会事業の適用が可能	慶弔制度(結婚)に関しては、宣誓書類等をもって証明としています。	原則不要 ※一部要	総務局 職員部 職員健康管理課 (福利厚生会)	011-211-2086
その他	合同納骨塚の使用申請	平岸霊園内にある合同納骨塚に、パートナーの御遺骨を納めることができる。	使用申請者が、札幌市民である必要があります。	必要	保健福祉局 ウェルネス推進部 施設管理課	011-211-3518